

会議録

1 附属機関の名称

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会

2 開催日時

令和2年9月23日（水） 午後3時00分から午後4時30分まで

3 開催場所

市役所 401会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 非公開

A：学識者、B：会社経営者、C：関係団体（特定非営利活動法人代表）

D：学校長、E：学校保護者代表、F：学校保護者代表、G：行政職員

H：行政職員

(2) 事務局 滝教育長、中村教育部長、藤村学校教育課長補佐、阪下学校教育課主査

5 協議事項

(1) 委員長選出

(2) 犬山市立犬山南小学校改築工事等基本設計業務委託実施要領等について

6 傍聴人の数

0人

7 内容

事務局：

1 開会

ただ今より、第1回犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を開催します。本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。司会を担当します犬山市教育委員会学校教育課の藤村と申します。よろしくお願ひいたします。

犬山市立犬山南小学校改築工事等基本設計業務委託業者選定のための、プロポーザル審査委員会の開会にあたって、ここまでの経過を少しだけお話させていただきます。

犬山市では小中学校施設の長寿命化計画というのを、平成30年度末までに完成させ、整備を進めております。大きなものとしまして、平成26年度までに、羽黒小学校の改修を終わらせておりました、現在楽田小学校の改修を行っており、令和3年度までに完了します。

そのあとに続くのが、犬山南小学校というような形になっておりまして、昨年度より改築のための基本構想づくりを行って参りました。基本構想づくりに関しては、犬山市の学びの学校建築研究検討委員会が、平成15、16年に発足しまして、子ども自ら考え、意欲的に学習することができる学習の場や、多様な学習形態や、個別の学習活動の展開にも対応できる学習の場を構成するというコンセプトに、平成17年、18年に造りました城東小学校、犬山西小学校の木造校舎から、羽黒小学校、楽田小学校というような形で、先ほど申し上げたコンセプトのもとに進めております。

犬山南小学校につきましても、同じような形の構成に則った形で進めておりまして、基本構想づくりは、PTAや地域、学校関係者の考えを反映できるように、犬山南小学校の改修のための検討会を昨年度設置して意見を求めて参りました。検討会の委員は、先ほど申し上げた学校やPTAの代表の方以外にも、犬山地区町会長の会長、主任児童委員、老人クラブや婦人会、障害者団体の代表者などに担っていただいて、意見をまとめました。

今年の8月に基本構想が完成しましたので、それを踏まえて、基本設計業務に向けて、プロポーザル方式によって設計業者を選定していく計画を持っており、本日の委員会の開催に至りました。どうかよろしくお願いたします。

事務局を代表しまして、犬山市教育委員会滝教育長よりあいさつを申し上げます。

教育長：

～教育長あいさつ～

事務局：

次第に沿って、委員委嘱ということで、本日、机上に置かせていただきました資料「犬山市プロポーザル審査委員会規則」裏面「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則」第4条の2に掲げてありますように委員は市長が委嘱することになっています。皆様には、先に郵送で承諾書を送らせていただいたところ、快諾いただきましてありがとうございました。委嘱状につきましては本来であれば、お一人お一人お渡しするべきところですが、会議の進行上、あらかじめ皆様のお手元に配付させていただいております。任期につきましては、基本設計業者を選定して、市長へ結果報告をするまでとしております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、委員及び事務局紹介ということで、初めての委員会になりますので、皆さん簡単に自己紹介の方お願したいと思います。

それでは、D委員から時計回りにお願できますでしょうか。

～自己紹介～

事務局：

続いて事務局の紹介をいたします。

～事務局紹介～

事務局：

5 協議事項（1）委員長選出に移ります。

先ほど見ていただきました犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則によって、委員長は互選によってという形で決められておりますが、いかがいたしましょうか。

D 委員：

学びの学校建築研究委員会の立ち上げですとか、犬山南小学校改修のための検討会にも関わっていただいている A 委員にぜひ委員長の方をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：

ただいま、A 委員を委員長にとのご推薦がありましたが、その他ご意見いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局：

それでは、委員長を A 委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長：

よろしくお願ひいたします。

事務局：

引き続き委員長からごあいさつをお願いしたいと思います。

また副委員長については、要綱により、委員長の指名となっておりますので、ご挨拶にあわせてご指名もよろしくお願ひいたします。

委員長：

副委員長は、D 委員をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

D 委員：

皆さんよろしくお願ひします。

委員長：

本日の会議の進行に参ります。

プロポーザルの公募に向けて、実施要領等をここで協議いただきますけれども、まず初めに委員の皆様の役割について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：

資料 1、犬山南小学校改築工事基本設計業務委託プロポーザル実施要領をご覧ください。プロポーザルを実施する趣旨ということで、犬山南小学校の改築及び長寿命化改良工事

に係る基本設計業務の発注にあたり、高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有しており、犬山市立犬山南小学校改修のための検討会等に参加し、委員や児童、教職員の意見を柔軟に取り入れることができる設計業者を選定することを目的として、プロポーザル方式で受託候補者を選定するとあります。

今回は業者選定のための委員会という形になります。

同じく資料1の7ページをご覧ください。

9番、審査の方法（1）審査委員会の設置とあります。犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づく審査委員会を設置し審査を行う。審査委員は次の8名ということでお名前は載せていませんが、皆様8名の役職等をここに載せさせていただいています。ここで、審査委員会の設置をうたっております。

続きまして、同じ資料の6ページをご覧ください。

皆様に行っていただく役割について、スケジュールを見ながら説明させていただきます。審査委員会は、3回予定しております。

1回目が本日の開催になります。2回目につきましては、このスケジュールの一次審査の審査委員会を令和2年11月下旬頃。提案プレゼンテーション及びヒアリングの二次審査の審査委員会を令和2年12月下旬頃を予定しております。この他のスケジュールにつきましては、基本的に事務局で対応する予定にしております。

公募開始が10月7日で予定しておりますので、本日は公表のための資料1から3の内容や、配布した資料4、審査基準について審査させていただきます。

2回目、3回目につきましては、それぞれ提案のあった業者の審査をしていただく予定をしております。

委員長：

皆様の役割について、ご説明いただきましたけど、このところについて、ご質問とかご意見はございますか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

委員長：

続きまして、本日の資料について、順を追って事務局から説明をいただきたいと思えます。

まず、資料の1から3まで、公募に関する内容について説明をお願いします。

事務局：

資料1から3についてご説明いたします。

資料1から3については公募で使用するもので、全て公表する予定です。

資料1のプロポーザル実施要領につきましては、今回のプロポーザルの基本的な事項を示しており、様式もここで定めています。資料2につきましては、犬山市立犬山南小学校改築等基本構想となっております。こちらは冒頭に説明したように、犬山南小学校の改築にあたって、昨年度から、南小学校改修のための検討会を開催し、あわせて保護者や教職員、検討会メンバーにアンケート調査を実施し、新しい犬山南小学校に求めるイメージ等

を作り上げて、それを形にしたものです。既にこちらの基本構想については、犬山南小学校改修のための検討会で承認いただいておりますので、基本的には今回はこのまま掲載公表する予定です。

資料3につきましては、参加表明書等作成要領ということで、業者が参加表明する際の作成方法や注意事項をまとめております。資料1の補足になっています。

すべての説明は、時間の都合がありますので、重要な点のみ今から簡単に説明します。

資料2の、今の犬山南小学校の配置図をご覧くださいながら、資料1の説明をします。

2業務の概要(5)工事内容ですが、南舎につきましては、長寿命化改良工事ということで、現在の位置に躯体を残したまま、中をリフォームする形になります。北舎と給食室、中庭、外構につきましては、取り壊しをして、新しく建て直すという形になりますので、配置図の太い点線の中に配置をする予定です。

校長先生より、南舎も取り壊せるといいよねという話がありましたけれども、学校改修は、国の補助を使って行う予定で、国の基準である耐力度調査を実施した結果、南舎については、長寿命化改良工事になりました。北舎につきましては、取り壊しが可能ということになりましたので、取り壊しをして新しく建て直すという形になっております。

そのため、この配置図にありますように、南舎は残して、この点線のところに新校舎等を建てるという計画になってきます。

続きまして、(8)スケジュール及び予算ですが、第2回のプレゼンテーションを12月の下旬頃実施し受託業者が決定するので、速やかに設計業者と契約をし、基本設計業務に入ります。

基本設計業務が令和2年度から令和3年度の前期。その後、実施設計が、令和3年度の後期から令和4年の前期。建築工事が、令和4年度の後期から、令和7年度まで工事を行うという予定をしております。校舎の供用開始は、新校舎は令和6年度からということで予定をしております。

続きまして(10)その他 オ工事用車両進入道路ということで、配置図の計画の右側に主要地方道春日井各務原線というのがありますが、ここから工事用車両の進入道路を設計し工事を行います。これはあくまでも工事用車両のための道路になります。

令和3年度に設計をして、令和4年度に工事を実施します。

併せて カ仮設校舎について、2学年6教室を設置することを可とし、仮設校舎の設置も含めて工事を進めて参ります。

続きまして、3参加資格要件になります。

(8) 今回のプロポーザル参加資格要件としまして、次のいずれかに該当する者であることということで、3つの要件を定めました。

一つ目、平成23年4月以降に、学校施設環境改善交付金交付要綱に規定する、長寿命化改良工事の実施設計を受注したことがあること。南舎が長寿命化改良工事を行うことになっておりますので、長寿命化改良工事の実施設計を他の学校でやったことがあること。

二つ目、同じ要綱に規定する大規模改造、延べ床面積4,000㎡以上の実施設計の受注があること。長寿命化改良工事前には、大規模改造というものが主流でした。こちらについては、数多くの業者が設計をやっていますので、犬山南小学校南舎と同じ規模の、4,000㎡の大規模改造を行ったことがあること。

三つ目、劣化度状況調査に基づく学校施設の長寿命化計画策定の受注実績があること。劣化度状況調査というものは、長寿命化改良工事を行うときには必ず行う調査であり、その実績があること。

以上が3つの要件です。今回は、北舎と給食室は新築ですが、南舎の長寿命化改良工事の面積が大きいため、長寿命化改良工事に対応できる業者を選定するため、この要件で公募したいと思います。

続きまして6実施スケジュールについてです。

本日の審査委員会を経て、10月7日に公募を行います。

その後、提案書等の提出期限を11月10日に予定しています。11月下旬に一次審査の書類審査、12月下旬に二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、結果発表が令和3年の1月上旬頃で予定しています。

事務局：

補足しますが、先ほど担当から説明したように、南舎が壊せないことについてですが、国の指針に基づいて耐力度調査という調査を実施しています。

躯体の劣化度等を点数化するものです。1万点満点で、4,500点以下であれば建て替え費用が対象となります。具体的には、コンクリートの中性化や躯体の状況を調査します。4,500点を超える建物は、改良して80年から100年使用することになっています。

この結果をもとに、犬山南小学校改修のための検討会等で、検討していただいたものが資料2となっています。ここはソフト的な内容となっており、それを設計業者に理解してもらうために掲載しています。

北舎の工事面積が1,000㎡と、現在の北舎の面積からすると大幅に減少していますが、これは少子化により児童数が減少しており、今後の学級数から面積を算定しています。

給食室については、犬山市は自校式給食を行っており、保護者の方にも評価いただいています。その自校式給食を継続するため、また、市内で最も古い給食室のため、建て直します。現在のウェット式からドライシステム式に変更します。

最後に申し上げた長寿命化改良工事につきましては、現在、楽田小学校で犬山市として初めて実施しています。

犬山南小学校の学校改修は長寿命化改良工事部分が非常に大きな部分を占めますので、知識と経験がある設計業者を選びたいと思い、次の選定審査基準を作っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：

ありがとうございます。

今回、一番難しい部分というのでしょうか、ご説明いただいたと思いますが、いかがで

しょうか。何かご意見ご質問等はございませんか。

D 委員：

配置図について、赤の点線の部分が今回、新しくする予定とのことですが、渡り廊下も入れていただくようにお願いします。

事務局：

了解しました。

委員長：

先ほど事務局から説明がありましたけれども、どこの学校も皆このパターンです。敷地の北側に校舎を建て、子供の数が増えた時に南舎を建てる。そのために、先に古くなるのが北舎で、これまでの羽黒小学校や楽田小学校においても、南舎は、建て替えのための補助基準に達するまで古くないため、南舎を改修するという形になっているわけです。

運動場も広がりませんし、北舎をどのように建てるかが難しい、というのは、児童は学校にいるため、どこで授業をするかという時に、これまでの羽黒小学校や楽田小学校は、余裕教室がありましたので、そこで授業を行いながら、校舎を建てることができました。楽田小学校は、運動場に新校舎を建てました。なので、そういうやりくりが、今回は大変厳しいという状況の中で、工夫が求められるということになると思います。

他にお気づきの点等ありますでしょうか。

これまでも羽黒小学校や楽田小学校の建築の時には、プロポーザルで業者が選ばれてから、皆様のご意見を設計業者に聞いてもらっています。ワークショップ等を実施し、皆様にご意見を伺って、より具体的な基本設計や実施設計に結びつけていくというような形で、やって参りました。今回も、児童や保護者、教職員といった利用する人たちの意見を聞いてくださる業者さんにぜひ、来ていただいて、それで一緒に作っていくという流れになるかと思っています。

他に、ご意見はよろしいでしょうか。

(意見なし)

続いて、評価基準と方法について、資料4の説明を事務局お願いします。

事務局：

業者選定の審査基準要領についてです。

～審査基準情報のため非公開～

委員長：

それでは、資料4の説明も、ご了解いただいたということで、本日の議題としては以上です。それでは、事務局にお返しします。

ご協力いただきまして、どうもありがとうございます。

事務局：

今回ご指摘いただいた点を一度、事務局で整理させていただき、修正したものについては、本来であれば公告の前にもう一度委員の皆様にお集まりいただき、ご確認いただくのが筋だと思いますが、期間もあまりなく、各委員の方におかれましてもご多忙ですありますので、委員長にご確認いただくことで、一任いただく形を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同)

それでは、その方向で事務を進め、大きな変更点があれば、各委員の皆様に対して、10月7日（水）の公告前に連絡をさせていただきます。なければスケジュールどおり10月7日（水）に公告をさせていただきます。

また、次回の委員会ですが11月19日（木）10時から市役所にて開催したいと思います。

今回は一次審査を予定しています。

一週間前までに、事務局より参加表明者の提出書類を皆様に送付させていただきます。先ほど採点方法で説明しましたように、評価項目について、事前に評価をしていただき、得点を事務局へご提出いただく前に、気になる点や協議したい点があれば、確認をして進めていきます。

その後、事務局より他の様式の採点について、説明をさせていただいたのちに、合計点を算出させていただきます、二次審査への出席要請者を決定し終了したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

本日はありがとうございました。交通安全に十分にお気をつけてお帰りください。